

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 3月22日

神河町長 山名宗悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 高朝田地区 当初（平成30年3月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月18日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0 経営体
	個人	1 経営体
	集落営農	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は、十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・対象地域の農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

高朝田営農組合及び山内作次（認定農業者）を中心に水稻、麦、小豆の2年3作の土地利用型農業を展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり、耕作放棄地を解消することで、経営規模拡大を目指す。また、農地を集約することで、効率的な営農を展開し、生産性を向上させるとともに、田植機、コンバイン等を更新し、生産費のコストダウンを図る。高朝田営農組合が、法人になった場合、農地中間管理機構を通し、利用権を設定する。また、山内氏が経営している農地に関しても法人に移行する。（協議済み）

【担い手について】

現在、高朝田営農組合は、特定農業団体で、今後、経営の安定、地域農業を守るために、法人化を目指す。また、現在、認定農業者山内作次氏が二人の息子を含めて家族経営を行っているので、後継者は、育成されている。

【農地の出し手】)

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

【畦畔管理】

農地の管理上一番の懸案事項である畦畔管理については、農地所有者、担い手等十分協議の上、管理方法を決定する。